

ネットワーカニュース

MCS ネットワーク



MCS税理士法人

MCSキューピック株式会社

FINANCIAL PLANNING 青山事務所：〒107-0062 東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

TEL:03(5786)0340 FAX:03(5786)0341

<http://www.mcs-mainoffice.jp/>

立川事務所：〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

TEL:042(595)7671 FAX:042(528)6949

<http://www.mcs-office.jp/>

再確認して
おきたい

相続税・贈与税特集

今年(平成27年)から大きく変わった 相続税・贈与税

1 相続税ってどんな税金？

- 1 相続税とは
- 2 相続税の課税対象となる財産は
- 3 相続財産の価額から控除できるものは
- 4 相続税の計算の手順は

2 相続税 — 今年からここが変わった

- 今年からの改正点① …… 「遺産の基礎控除額」引下げ(4割減)
- 今年からの改正点② …… 「小規模宅地等の特例」の適用限度面積が拡大
- 今年からの改正点③ …… 相続税の税率の見直し
- 今年からの改正点④ …… 未成年者控除及び障害者控除の引上げ

3 贈与税ってどんな税金？

- 1 贈与税の仕組みは
- 2 贈与税の課税対象となる財産は

4 贈与税 — 今年からここが変わった

- 今年からの改正点⑤ …… 贈与税(暦年課税)の税率の見直し
- 今年からの改正点⑥ …… 相続時精算課税の適用要件の緩和

ご参考
までに

子や孫へのまとまった資金援助に使える
「贈与税の非課税制度」をご紹介

平成25年度の税制改正において、相続税・贈与税に関して大きな改正が行われましたが、その大半が平成27年1月からの施行となっています。これまで相続税とは無縁と思っていた人にも影響の及ぶ「遺産の基礎控除額（相続税の課税最低ライン）の大幅引下げ」などの重要な改正が含まれているため、施行までに準備（周知）期間を置く必要があったからです。ここでは、今年からの改正点について、相続税・贈与税のあらましとともに、簡単にご紹介します。



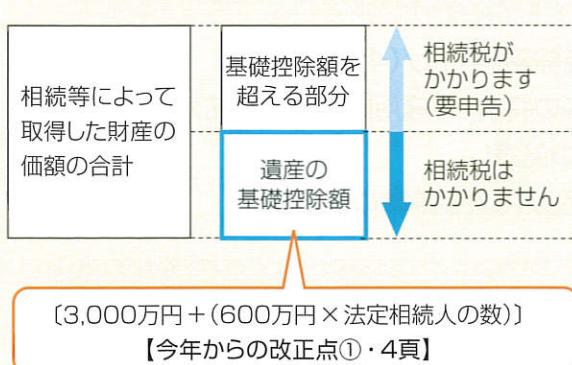
1 相続税ってどんな税金？

1 相続税とは

相続税とは、相続などによって財産を取得した人が納める税金で、その取得した財産が課税の対象となります。

ただし、相続等によって取得した財産の価額（相続税評価額）の合計が「遺産の基礎控除額」以下の場合は、相続税はかかりません（申告は不要です）。

図表1 相続税の課税最低ライン（基礎控除額）



例 法定相続人が3人（妻と子2人）の場合で、妻が相続した財産の価額は2,000万円、子供2人はそれぞれ1,000万円の財産を相続したとすると——、

i 3人が相続した財産の合計は「4,000万円」

ii 遺産の基礎控除額は「4,800万円」

→ $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人})$

〔i < ii〕なので、相続税はかかりません。

2 相続税の課税対象となる財産は

相続税の課税対象となる主な財産は、次の①～④のとおりです。

① 被相続人（亡くなった人）が所有していた財産（本来の相続財産）

- 土地・建物（被相続人の居住用・事業用）
→【今年からの改正点②・4頁】
- 株式や公社債等の有価証券
- 預貯金、現金
- その他、書画骨とうや貴金属、貸付金、特許権など、経済的価値のある（金銭に見積もることのできる）もの※1

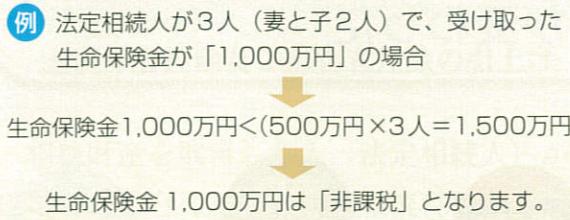
※1 墓所、靈びょう、仏壇など一定のものは非課税財産とされています。

② みなし相続財産

例えば、次のようなものは、被相続人が所有していた財産ではありませんが、相続財産とみなして課税の対象となります。

- 被相続人の死亡に伴い支払われた「生命保険金」（被相続人が保険料を負担していたもの）
- 被相続人の勤務先から支給された「死亡退職金」

ただし、生命保険金や退職金のうち、〔500万円 × 法定相続人の数〕までは非課税とされます。



③ 相続時精算課税を適用した財産

被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税〔6頁参照〕を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。

④ 相続開始前3年以内の贈与財産

被相続人から亡くなる前3年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。

3 相続財産の価額から控除できるものは

次のものは、上記 2 の財産の価額から控除することができます。

● 被相続人の債務

→借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

● 葬式費用

→墓地や墓碑などの購入費用や香典返しの費用、法要に要した費用などは控除できません。

4 相続税の計算の手順は〔図表2〕

手順1 相続等によって取得した財産（上記 2 の①～④）の価額（相続税評価額）の合計（被相続人の債務・葬式費用を控除）から、遺産の基礎控除額を差し引いて、「課税遺産総額」（正味の課税対象額）を算出します。

手順2 各相続人が実際にどれだけの財産を取得したかに關係なく、法定相続分^{※2}だけ

取得したものとして、それぞれに税率を掛けて税額を計算し、合算します（相続税の総額）。

※2 相続人が妻と子であれば、妻と子の法定相続分はそれぞれ「2分の1」（子が複数の場合は2分の1を人数で割る）。

手順3 「相続税の総額」を、各相続人の実際の取得割合（各人の取得財産価額〔負担した債務・葬式費用控除後〕÷取得財産の合計額）でん分します。

手順4 各人の相続税額について、配偶者の税額軽減や各種の税額控除等を行って、各人の最終的な納付税額を算出します。



図表2 相続税の計算の手順



2 相続税——今年からここが変わった

今年からの改正点①

「遺産の基礎控除額」引下げ（4割減）

「遺産の基礎控除額」が、平成27年1月から、次のように引き下げられました。

改正前 平成26年12月までの「遺産の基礎控除額」

$$5,000\text{万円} + [1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}]$$



改正後 平成27年1月からの「遺産の基礎控除額」

$$3,000\text{万円} + [600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}]$$



今年からの改正点②

「小規模宅地等の特例」の適用限度面積が拡大

「小規模宅地等の特例」とは、相続財産の価額（相続税評価額）の合計を計算する際に、被相続人の自宅の敷地の評価額を8割減にできる制度です^{※3}。例えば、評価額5,000万円の敷地でも、この特例を利用できれば、評価額を1,000万円（5,000万円×20%）にできます。この特例が受けられる居住用宅地の限度面積が、平成27年1月から、次のように拡大されています。

改正前 平成26年12月までの「適用限度面積」

〔居住用宅地〕^{※3}

⇒ 240m²まで（減額割合：80%）



改正後 平成27年1月からの「適用限度面積」

〔居住用宅地〕^{※3}

⇒ 330m²まで（減額割合：80%）

なお、この評価額8割減の特例は、被相続人の事業用^{※4}の宅地（店舗や事務所等の敷

地）にも適用できます^{※5}。自宅の敷地と事業用の宅地の両方にこの特例を利用する場合、平成26年12月までは、合計で最大400m²までだった適用限度面積が、27年1月からは合計730m²（自宅敷地：330m² 事業用宅地：400m²）まで拡大されました。

※3 配偶者が自宅を相続した、あるいは同居していた子が相続し、そのまま居住を継続した場合などに適用。

※4 不動産賃貸業、駐車場業等は除きます。

※5 被相続人の事業を承継した親族が、その敷地を相続した場合などに適用。

今年からの改正点③

相続税の税率の見直し

平成27年1月から、次のように、相続税の最高税率が引き上げられるとともに、税率構造が見直されました。

法定相続分に応じた各人の取得金額	改正前 平成26年12月までの税率	改正後 平成27年1月からの税率
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下		50%
6億円超～	50%	55%

今年からの改正点④

未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

相続財産を取得した人（法定相続人）が未成年者の場合に、その人の相続税額から一定額を控除する「未成年者控除」が、平成27年1月から、次のように引き上げられました。

改正前 平成26年12月までの「未成年者控除」

20歳までの1年につき「6万円」



改正後 平成27年1月からの「未成年者控除」

20歳までの1年につき「10万円」

また、相続財産を取得した人（法定相続人）が障害者である場合に、その人の相続税額から一定額を控除する「障害者控除」が、

平成27年1月から、次のように引き上げされました。

改正前 平成26年12月までの「障害者控除」

85歳までの1年につき「6万円」
(特別障害者：12万円)



改正後 平成27年1月からの「障害者控除」

85歳までの1年につき「10万円」
(特別障害者：20万円)

なお、これら以外にも、経済産業大臣の認定を受けた中小企業の後継者が、先代経営者（被相続人）からその会社の株式（非上場株式）を相続等により承継した際の相続税の納税を猶予（免除）する特例について、後継者を先代経営者の親族とする適用要件を廃止するなどの所要の改正が、平成27年1月から行われています。

3

贈与税ってどんな税金？

1 贈与税の仕組みは

贈与税とは、贈与によって財産を取得した人が納める税金で、その取得した財産が課税の対象となります。

贈与税の課税方式には、次の①と②の2種類があります。

① 暦年課税 [原則]

1年間（1月～12月）に贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額「110万円」を差し引いた残額に贈与税が課税されます。したがって、年間に贈与を受けた財産が合計110万円以下の場合は、贈与税はかかりません（申告は不要）。この暦年課税が、贈与税の課税方式の原則となります。

図表3 暦年課税の仕組み



[1] ⇒ 1年間に贈与を受けた財産

[2] ⇒ 1年間に贈与を受けた財産の合計

[3] ⇒ [2] のうち、基礎控除額を超える部分に課税

上記の例であれば、[基礎控除額を超える190万円 (300万円 - 110万円) × 税率] が贈与税額となります。

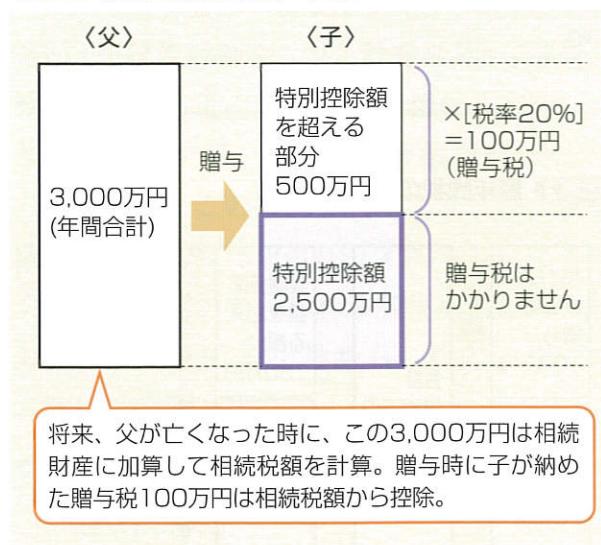
今年からの改正点⑤・7頁

② 相続時精算課税 [選択適用]

父母・祖父母から子・孫への贈与で、一定の要件【今年からの改正点⑥・7頁】に該当する場合に選択できる方式で、贈与する人ごとに選択できます。例えば、父から受ける贈与についてはこの制度を選択し、それ以外の人から受ける贈与には暦年課税を適用することができます。

例えば、父からの贈与に相続時精算課税を選択する場合、1年間に父から受けた贈与財産の合計から特別控除額「2,500万円」※6を差し引いた残額に贈与税が課税されます（税率は一律20%）。したがって、2,500万円までの贈与には贈与税はかかりません。ただし、この制度を利用して贈与を受けた財産は、父が亡くなったときに、相続財産に加算して相続税額を計算することになります（贈与時の贈与税は相続税額から控除）。

図表4 相続時精算課税の仕組み



なお、次の点に留意して下さい。

- 例えば、父からの贈与に相続時精算課税を選択した場合は、その選択をした年の翌年以降も、父から受ける贈与財産についてはすべて相続時精算課税が適用されることとなり、暦年課税に変更することはできません。



- 相続時精算課税を選択した場合は、贈与税がかからないとき（特別控除額以下の贈与）であっても、贈与を受けた人は贈与税の申告をする必要があります。

※6 2,500万円の特別控除枠は、複数年に分けて利用することもできます（例えば、平成27年に1,500万円贈与し、翌年に1,000万円贈与すれば、どちらも贈与税はかかりません）。

2 贈与税の課税対象となる財産は

相続税と同様に、経済的価値のある財産（金銭で見積もることができるもの）の贈与は、原則として課税の対象となります。

ただし、一定の財産は、その財産の性質又は贈与の目的等からみて贈与税を課すことが適当でないことから、非課税とされています。

贈与税の非課税財産の例

- 個人から受ける香典・祝物・見舞金等（社会通念上相当と認められるもの）
- 子や孫（被扶養者）が、必要な都度※7、父母等（扶養義務者）から贈与される次のa又はbの費用（通常必要と認められる費用に限る）
 - a. 生活費（結婚・出産費用等を含む）
 - b. 教育費（学資、教材費、文具費等で、義務教育費に限らない）

※7 差し当たって必要ではない分まで贈与を受けると、その分は贈与税の課税対象となります。なお、そのような場合に使える非課税特例が、別に設けられています（8頁参照）。

4 贈与税 ——今年からここが変わった

今年からの改正点⑤

贈与税（暦年課税）の税率の見直し

平成27年1月から、暦年課税に適用する贈与税の税率が、次のように改正され、「一般税率」と「特例税率」の二本立てになりました。「特例税率」は、20歳以上の人※8が直系尊属（父母や祖父母等）から贈与を受けた場合に適用する税率です。

※8 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上。

1年間に贈与を受けた財産の合計（基礎控除後）	改正前		改正後	
	平成26年12月までの税率		平成27年1月からの税率	
	一般税率	特例税率		
~200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超~300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超~400万円以下	20%	20%		
400万円超~600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超~1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超~1,500万円以下		45%	40%	
1,500万円超~3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超~4,500万円以下		55%	50%	
4,500万円超~			55%	

改正前

平成26年12月までの「相続時精算課税の適用要件」

贈与をした人の要件	贈与を受けた人の要件
贈与をした年の1月1日ににおいて「65歳以上」	贈与をした人の推定相続人（基本的に贈与者の子）で、贈与を受けた年の1月1日において「20歳以上」



改正後

平成27年1月からの「相続時精算課税の適用要件」

贈与をした人の要件	贈与を受けた人の要件
贈与をした年の1月1日ににおいて「 <u>60歳以上</u> 」	贈与をした人の推定相続人又は孫で、贈与を受けた年の1月1日において「 <u>20歳以上</u> 」

なお、これら以外にも、経済産業大臣の認定を受けた中小企業の後継者が、先代経営者からその会社の株式（非上場株式）を贈与により承継した際の贈与税の納税を猶予（免除）する特例について、後継者を先代経営者の親族とする適用要件を廃止するなどの所要の改正が、平成27年1月から行われています。



今年からの改正点⑥

相続時精算課税の適用要件の緩和

相続時精算課税の適用要件（贈与をした人の年齢要件、贈与を受けた人の年齢要件、贈与を受けた人の対象範囲）が、平成27年1月から、次のように緩和されました。

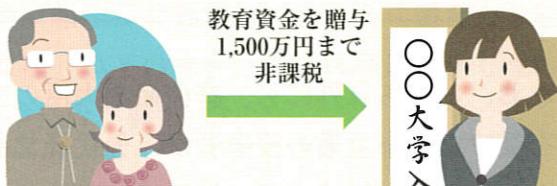
ご参考
までに

子や孫へのまとまった資金援助に使える 「贈与税の非課税制度」をご紹介

先にも触れましたが、子や孫が、父母や祖父母から生活費や教育費の贈与を受ける場合、差し当たって必要でない分まで贈与を受けると、その分は贈与税の課税対象となってしまいます。ゆくゆくは必要となる分も含めて、まとまったお金を子や孫に贈与したいといった場合などに使える「贈与税の非課税制度」を、ここでは簡単にご紹介しておきます。

子や孫へ教育資金を 一括贈与した場合の贈与税の非課税制度

本制度は、30歳未満の子や孫に対して、その父母や祖父母等（直系尊属）が、金融機関を通じて、教育資金を一括して拠出（贈与）した場合に、子・孫1人につき1,500万円まで贈与税が非課税とされる制度です（利用期間：平成31年3月まで）。



※「教育資金」：学校の入学金や授業料、入園料、保育料、学用品の購入費、塾・家庭教師の費用など

本制度を利用する場合は、まず銀行等で、子・孫名義の非課税専用口座を開設し、1,500万円を上限に入金します。そして、入学金等を支払う必要が生じたら、そのときに口座から引き出します（支払先の学校や塾などから受け取った領収書等を銀行等に提出）。

なお、贈与を受ける子や孫が「30歳」に達すると専用口座は解約となり、その時点で口座に残っている金銭は贈与税の課税対象となるので、注意が必要です。

子や孫へ結婚・子育て資金を 一括贈与した場合の贈与税の非課税制度

本制度は、20歳以上50歳未満の子や孫に対して、その父母や祖父母等（直系尊属）が、金融機関を通じて、結婚・妊娠・出産・育児の費用に充てる資金を一括して拠出（贈与）した場合に、子・孫1人につき1,000万円まで贈与税が非課税とされる制度です（利用期間：平成27年4月から31年3月まで）。



本制度の利用パターンは、教育資金の場合と同じです（銀行等に専用口座を開設）。

なお、贈与を受ける子や孫が「50歳」に達すると専用口座は解約となり、その時点で口座に残っている金銭は贈与税の課税対象となります。また、贈与をした人（祖父母等）が、口座解約前に亡くなったり場合は、口座に残っている金銭は相続財産にカウントされ、相続税の課税対象となるので、利用に当たって留意する必要があります。

これら以外にも、20歳以上の子や孫がマイホームを新築・購入し、あるいは増改築する際の資金援助に利用できる「住宅取得等資金を贈与した場合の贈与税の非課税制度」があります。利用期間は平成27年1月から31年6月までで、最大で3,000万円まで非課税となります。